

施設委員会に関する達を次のように定める。

昭和56年11月16日

防衛大学校長 土田 国保

施設委員会に関する達

改正 平成9年11月25日防衛大学校達第7号	平成12年4月1日防衛大学校達第4号
平成12年7月21日防衛大学校達第18号	平成17年3月31日防衛大学校達第5号
平成18年3月31日防衛大学校達第3号	平成21年3月31日防衛大学校達第6号
平成26年1月14日防衛大学校達第1号	平成28年2月1日防衛大学校達第1号
平成30年3月30日防衛大学校達第4号	

(目的)

第1条 防衛大学校（以下「大学校」という。）における施設の計画的整備に資するため、大学校に施設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、防衛大学校長（以下「学
校長」という。）に対し必要な事項を建議する。

- (1) 長期施設整備計画案の策定
- (2) 長期施設整備計画に基づく年度計画に関する重要事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、事務官をもって充てる副校長をもって充てる。
- (2) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

ア 教官をもって充てる副校長、幹事、総務部長、教務部長、訓練部長、総合
情報図書館長、総務課長、総務課企画室長、会計課長及び管理施設課長

イ 学校長が指名する者

- 2 委員長は、会務を総理する。委員長に事故あるときは、教官をもって充てる副
校長がその職務を代理する。

(部会)

第4条 委員会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれの部会は、右欄に掲げる施設を対象として、第2条各号に掲げる事項について調査審議する。

部 会 名	対 象 施 設
管理運営用施設部会	他の部会の調査審議の対象に属さない施設
教育研究用施設部会	主として教育研究のため使用する施設
訓練及び学生用施設部会	主として訓練及び課外活動のため使用する施設 並びに学生舎及びその関連施設
総合情報図書館用施設部会	総合情報図書館

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 それぞれの部会の部会長は、次の表の中欄に掲げる者をもって充て、部会員は、右欄に掲げる者をもって充てる。

部 会 名	部会長	部 会 員
管理運営用施設部会	総務部長	総務部の各課長、総務課企画室長、教務課長、訓練課長、学生課長、総括首席指導教官及び別に学校長が指名する者
教育研究用施設部会	教務部長	先端学術推進機構長（副部会長）及び教育研究環境整備委員会委員から学校長が指名する者
訓練及び学生用施設部会	訓練部長	会計課長、管理施設課長、訓練課長、学生課長及び別に学校長が指名する者
総合情報図書館用施設部会	総合情報図書館長	会計課長、管理施設課長、教務課長、学生課長、総合情報図書館事務長及び別に学校長が指名する者

- 4 部会長は、部会の事務をつかさどり、第1項の調査審議の結果を委員会に報告する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

(開催)

第5条 委員会は委員長が、部会は部会長がそれぞれ招集する。

(庶務)

第6条 委員会及び各部会の庶務は、次の表の右欄に掲げる課室が行う。

委員会及び部会	庶務担当課室
委員会	管理施設課
管理運営用施設部会	管理施設課
教育研究用施設部会	教務課
訓練及び学生用施設部会	訓練課
総合情報図書館用施設部会	総合情報図書館事務室

(建議の時期)

第7条 第2条の建議にあつては、毎年1回3月末日までに行うことを通例とする。

(業務計画との関連)

第8条 大学校において行う新たな施設の建設は、第2条の長期施設整備計画案及び年度計画に含まれる事項に限るものとする。ただし、小規模で、かつ、大学校の敷地の効率的使用を阻害しないことが明らかな施設については、この限りでない。

附 則

この達は、昭和56年11月16日から施行する。

附 則 (平成9年11月25日防衛大学校達第7号)

この達は、平成9年11月25日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日防衛大学校達第4号) (抄)

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月21日防衛大学校達第18号)

この達は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日防衛大学校達第5号)

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日防衛大学校達第3号)

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日防衛大学校達第6号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月14日防衛大学校達第1号)

この達は、平成26年1月14日から施行する。

附 則（平成28年2月1日防衛大学校達第1号）

この達は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。